

名古屋市はいかい高齢者検索システム事業の登録事業者に関する基準

(趣旨)

第1条 名古屋市はいかい高齢者検索システム事業実施要綱第14条の規定に基づき、要綱第3条第3号に定める検索システムを提供する事業者（以下「事業者」という。）に関する基準を定める。

(基本方針)

第2条 検索システムを提供する事業者は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条による暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(登録方法)

第3条 本基準に当てはまる事業者で本事業における検索システムの提供のため登録を希望する場合は、はいかい高齢者検索システム事業 事業者登録申請書（様式1）に利用希望者向けチラシ（日本産業規格A4で1枚、片面両面問わない）50部を添えて市へ提出するものとする。

- 2 市は、本基準を満たしていることを確認し、登録の可否を決定するものとする。
- 3 市は、前項の規定により登録を決定したときは、当該事業者へはいかい高齢者検索システム事業 事業者登録証（様式2）を交付する。
- 4 市は、第6条第1号及び第6条第2号における「所定の方法」に電話が含まれる場合は「オペレーター有」の区分で登録し、それ以外の場合は「オペレーター無」の区分で登録する。
- 5 市は、登録を却下したときは、必要な通知を事業者へ行うものとする。

(登録内容の変更)

第4条 事業者は登録内容を変更する場合は、速やかにはいかい高齢者検索システム事業 事業者登録申請書（様式1）を市へ提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定により提出された申請書に基づき変更の決定をし、必要に応じ、当該事業者へはいかい高齢者検索システム事業 事業者登録証（様式2）を交付する。

(登録の廃止)

第5条 事業者は登録の廃止を希望する場合は、はいかい高齢者検索システム事業 事業者登録廃止票（様式3）を市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により提出された廃止票に基づき、登録を廃止するものと

する。

3 市は、事業者が本基準を満たしていないことを確認した場合は、当該事業者の登録を廃止するものとする。

4 市は、登録を廃止したときは、必要な通知を事業者へ行うものとする。

(検索システム及びサービス基準)

第6条 事業者は、提供する検索システム及びサービスについて、次の各号に掲げる項目のすべてを満たさなければならない。

(1) 利用者が所定の方法で端末のおおよその位置情報を検索でき、それを把握できる GPS 端末を貸与又は販売すること。

(2) 位置情報の検索結果を利用者へ所定の方法にて通知するものとする。

(人員の基準)

第7条 事業者は、検索システムを円滑に提供するために必要な人員を配置しなければならない。

(内容及び手続きの説明と同意)

第8条 事業者は、検索システムの提供開始に際し、あらかじめ利用を希望する者に対し、利用料金(利用者負担額を含む。)、検索システムの内容、検索システムの使用法、不具合時の連絡先及び故障・紛失時の対応等の重要事項について説明を行い、利用を希望する者の同意を得るとともに、契約書を取り交わさなければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業者は、正当な理由なしに、検索システムの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 事業者は、自ら検索システムを提供することが困難な場合においては、利用者が検索システムを利用できない期間が生じることのないよう、いきいき支援センターへの登録事業者変更申請の案内をするなど必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用資格等の確認)

第11条 事業者は、利用者から検索システムの提供を求められた場合においては、その者の提示する利用証によって、利用資格、利用者番号、利用期間等を確認し、本事業における利用者であるかどうかを確認しなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 事業者は、検索システムの提供時等利用者宅を訪問する場合には、身分を証する書類を携行し、利用者から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービスの具体的取扱い方針)

第13条 事業者は、次の各号に掲げる項目のすべてを満たさなければならない。

- (1) 常に利用できる検索システムを提供すること。
- (2) 利用者からの電話連絡先を明確にし、利用者へ伝えること。
- (3) 契約後速やかに利用者が利用できるよう検索システムの受け渡しを行うこと。

(秘密保持等)

第14条 事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は対象者の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は対象者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第15条 事業者は、検索システムの提供にかかる広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なもの若しくは誤解を与えるものであってはならない。

(苦情処理)

第16条 事業者は、提供した検索システムに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、提供した検索システムに関し、本市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は本市からの質問若しくは照会に応じ、若しくは利用者からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(障害等発生時の対応)

第17条 事業者は、提供する検索システムについて障害等が発生した場合は、

本市及び当該利用者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する検索システムの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第18条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 事業者は、利用者に対する検索システムの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この基準は、令和元年8月30日から施行する。

様式1

はいかい高齢者検索システム事業 事業者登録申請書 (新規・変更)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

事業者名

代表者氏名

印

事業者の登録又はその内容の変更について、「名古屋市はいかい高齢者検索システム事業の登録事業者に関する基準」を順守のうえ、次のとおり申請します。

1 事業者の概要 (注1)

事業者名	
所在地	〒
電話番号	
ホームページURL	

2 端末・システムの概要及び料金 (税込) 等 (注1) (注2) (注3)
(1)

端末・システム名		
位置情報取得方法	その他の方法 ()	
端末の大きさ / 重さ	縦 mm × 横 mm × 厚さ mm / g	
連続待受時間	時間	
その他 (端末の仕様・機能・オプション等)		
端末提供形態	販売	貸与
初期費用 (注4)		
月額利用料 (注5)		
検索料 (注6)		
利用者負担額の 支払い方法		
端末の紛失・破損時の 利用者負担額		
契約期間		
契約期間途中の解約金		

3 市からの通知等送付先

担当部署	
住所 (上記「所在地」と別の場合に記入)	〒
電子メールアドレス	

- (注1) 市が登録を決定した場合、上記1及び2の内容を市民へ公開します。
- (注2) 複数の端末・システムを扱う場合は、必要に応じ欄を追加のうえ記入ください。その際は、(2)から順に附番いただくとともに、別の端末・システムであることが判るように名称を設定してください。
- (注3) 位置情報取得方法が「インターネット及びオペレーター」に該当する端末・システムで、別に「インターネットのみ」の料金設定がある場合は、別の端末・システムとしてそれぞれ記入ください。
- (注4) 手数料や附属品購入費等、検索システムを利用し始めるにあたり最低限必要な経費をいいます。
- (注5) 検索システムを1月利用するにあたり最低限必要な基本的経費をいいます。なお、検索システムの利用により追加で必要となる経費は含まず、利用状況により変動しません。
- (注6) 位置情報を取得する際に必要となる経費をいいます。

はいかい高齢者検索システム事業 事業者登録証

年 月 日

様

名古屋市長

印

さきに申請のありましたはいかい高齢者検索システム事業 登録事業者の申請につきまして、次のとおり決定しましたので、本登録証をもって通知します。

1 登録事業者

事業者番号	
登録事業者名	
所在地	

2 機器・システム

(1)

機器・システム名	
区分	

【留意点】

- 1 この登録証を紛失しないよう注意してください。
- 2 申請した内容に変更のある場合は、速やかに名古屋市にご連絡ください。
- 3 申請した内容と異なった内容の機器・検索システムを提供した場合は、助成の対象外となる場合があります。
- 4 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 5 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

様式3

はいかい高齢者検索システム事業 事業者登録廃止票

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

事業者名

代表者氏名

印

以下のとおり、はいかい高齢者検索システム事業における事業者登録の廃止を希望します。

事業者番号	
登録事業者名	
所在地	〒
電話番号	
廃止の理由	